

トラック奈良

3

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和3年]2021

No.323



東大寺 鏡池



公益社団法人 奈良県トラック協会

<http://narata.or.jp>

奈良県に手指消毒剤寄贈

日：令和3年2月4日(木)

場所：奈良県庁

奈良県トラック協会は、2月4日、奈良県に、新型コロナウイルス感染予防対策備品として、手指消毒剤速乾性ジェル60ml24個入り85箱（2040個）を寄贈しました。

塚本哲夫会長は、「私ども運送事業者は、社会の安定の維持のため、緊急事態措置期間中も事業を継続している。業種は違うが、頑張っておられる医療従事者の方々に役立てて頂きたい。」と枡井和也奈良県知事公室長に目録を手渡しました。

枡井室長は、荒井正吾奈良県知事からの感謝状を塚本会長に贈呈し、「日頃より県政にご協力とご理解を頂き、感謝申し上げます。医療従事者等の感染防止に活用させていただきます。」と応えられました。



奈良県に手指消毒剤寄贈	巻頭
優良事業所表彰式・優秀運転者顕章伝達式	2
取引環境・労働時間改善協議会	4
トラックドライバーの健康管理セミナー	6
第2回原価計算活用セミナー	8
交通安全啓発品寄贈	9
事故防止・交通安全啓発品寄贈	10
Gマーク【新規】認定先インタビュー	11

■ 事故対から	事故対からのお知らせ	13
■ 奈良運輸支局から	奈良運輸支局からのお知らせ	14
■ 全ト協から	第112回 トラック運送業界の景況感(速報)	15
■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ	19
■ 全ト協から	軽油価格調査集計表(2020年12月)	20
■ 奈ト協から	適正化事業・巡回指導報告書	21
	KIT事業の案内	22
	3月・4月の行事(予定)表	23
	トラックの構造上の特性	24
	事業用自動車事故事例No.67	25
■ 国土交通省から	国土交通省からのお知らせ	26
■ 適正化実施機関から	適正化実施機関からのお知らせ	28
■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ	30

新型コロナウイルス感染症対策1年の振り返りと今後の重点取組(抜粋)	巻末
-----------------------------------	----

優良事業所表彰式・優秀運転者顕章伝達式

日時：令和3年2月5日(金) 午前11時～
場所：奈良県トラック会館2階

36事業所と44名の運転者を表彰

公益社団法人奈良県トラック協会、塚本哲夫会長より、36の優良事業所と44名の優秀運転者が表彰されました。

式では、来賓の近畿運輸局奈良運輸支局 澤島弘幸支局長が、「表彰された方々、事業所は、輸送の安全を大切にし、努力してきたトラック協会の模範となる方たち。今般、労働環境の悪

化や低賃金などから次の担い手不足が問題となっているが、昨年4月、『標準的な運賃』が策



▲祝辞を述べる澤島弘幸支局長

定されたことを受け、労働時間の改善や生産性の向上、効率化を進め、ホワイト物流の推進に力を入れていきたい。トラック輸送は日本の経済と人々の暮らしを支えている。今後も輸送の確保に努め、引き続き安全な輸送への取り組みを進めてほしい」と祝辞を述べました。

優良事業所表彰式

令和2年1月から12月の適正化事業指導員による巡回指導において、評価が「A」、かつ「適」の判定が95%以上であった事業所に対して、公益社団法人奈良県トラック協会会長より表彰された25社36事業所は、下記の通りです。

〈優良事業所表彰〉

アートコーポレーション株式会社 奈良営業所
株式会社R.Cテクニカル 本社営業所
アキタ株式会社 奈良営業所
生駒電子物流株式会社 本社営業所
今西物流株式会社 奈良支店
有限会社インクス 本社営業所
上村運輸株式会社 本社営業所
株式会社カドラスエクスプレス 本社営業所
株式会社川本カーゴ 本社営業所
康豪運送株式会社 本社営業所
株式会社小松重機建設 奈良営業所
佐川急便株式会社 天理営業所
〃 奈良営業所
株式会社J T M 阪手営業所
奈相流通株式会社 本社営業所
株式会社日硝ハイウエー 奈良営業所
日本郵便株式会社 五條郵便局
原口運輸商事株式会社 本社営業所

阪急阪神エスレート・サービス株式会社 奈良営業所
富士運輸株式会社 奈良支店
誠運輸株式会社 本社営業所
水間急配株式会社 奈良営業所
株式会社明翔ライン 奈良共同配送センター
名鉄運輸株式会社 奈良大和支店
八木日進運送株式会社 本社営業所
ヤマト運輸株式会社 香芝支店
〃 檀原支店
〃 学研支店
〃 北葛城支店
〃 天理支店
〃 奈良北之庄支店
〃 奈良西ノ京支店
〃 奈良平城支店
〃 奈良吉野支店
〃 法蓮支店
〃 大和高田支店

優秀運転者顕章（金・銀）伝達式

トラック運送事業の運転者として、永きに亘り運転の業務に従事し、その成績が優秀であった方に対して、公益社団法人全日本トラック協会会長より表彰された金・銀十字章の受章者44名は、下記のとおりです。

〈金十字章〉

満20年以上、無事故無違反
6名受章

高田博之	有限会社インクス
岩尾卓也	F-L I N E株式会社
永井秀彦	近畿福山通運株式会社
太田 泉	有限会社三晃運輸
奥田禎二	株式会社辻本運送
明正直人	誠運輸株式会社

〈銀十字章〉

満10年以上、無事故無違反
38名受章

和田紀之	有限会社インクス
青山博茂	株式会社ウイング
河野司仁	川端運輸株式会社
塚尾大介	〃
西出公明	〃
橋口智哉	〃
竹川英樹	近畿福山通運株式会社
西川知男	〃
服部勝彦	〃
福井勇次	〃
南 瑞樹	〃
森下淳平	〃
黒田直一	有限会社三晃運輸

森岡伸一	有限会社三晃運輸
植村清隆	東亜商事株式会社
田代道德	有限会社土具配送
出村雅史	株式会社ナミット
横山 晃	〃
速見謙一	〃
長田成幸	奈良県合同陸運株式会社
杉本竜基	〃
徳山義之	奈良県三笠運輸株式会社
和田 務	〃
吉田浩二	〃
伊藤勝広	〃
吉井正行	〃

山本祥司	西川運輸倉庫株式会社
島谷幸也	日進運送株式会社
松村光敏	名鉄運輸株式会社
秋山義雄	〃
村嶋勝司	福住運輸倉庫株式会社
笠川竜也	誠運輸株式会社
桜井晃典	〃
上面 廣	〃
小島計明	丸嶋運送株式会社
高木裕貴	〃
福西徳恭	〃
福井慎治	脩大運輸株式会社

第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会

日時：令和3年2月15日(月) 午後2時～

場所：奈良県トラック会館 2階研修室、国土交通省 奈良運輸支局 2階会議室 他
Web会議につき複数会場

出席：座長・蓮花一己（帝塚山大学 学長）、塚本哲夫（公益社団法人奈良県トラック協会 会長）他



▲蓮花座長（奈良運輸支局会場）



▲澤島奈良運輸支局長（奈良運輸支局会場）

トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となってトラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制

を実現するための具体的な環境整備を図ることを目的とした協議会。14人の委員と各省、トラック協会の事務局員らが出席し、

オンラインで、この間の経過と今後の取組について協議しました。

議 題

1. 第9回協議会の発言要旨について

事務局から報告。

2. 令和元年度アドバンス事業（加工食品、建設資材、紙・パルプ）の実施結果報告について

輸送品目別の課題に対しての実証実験について、建設資材物流における課題の発生箇所については検品・仕分作業の効率化のためバーコードを活用して数量検品を行い、時間の短縮と作業の効率化をはかることができる。紙・パルプ物流（段ボール分野）の課題発生箇所について、リードタイムの確保、荷待ち時間の削除のため、発注時間の締切りを2時間前倒しして電子メールで送信することにより改善した。加工食品分野についてはトラック予約システムを導入

して長時間労働を改善する実証実験を予定していたが、新型コロナウイルス対策のため年度内の実験が不可能となったことが報告された。

荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインについて

輸送品目別に課題を出し、解決方策の実証実験を経て、今後の取組みの方向性を出す。

3. 新型コロナウイルス感染症による業界への影響について

令和3年1月の調査では117件の回答があり、緊急事態宣言が発出された4月以降では5月のマイナスが最も大きく1社あたりの平均で対前年比2,865万円のマイナス。キャンセルされた金額では12月が平均1,737万円となった。資金繰りで困って

いることは「特になし」が8～9割程度占めるが、12月の調査では現在の状況が続いた場合、「6ヶ月以上1年未満で経営が保てなくなる可能性」が2割近くを占めていることが報告された。

4. 「新型コロナウイルス感染症禍における『新しい働き方』による働き方改革の推進」について

新型コロナウイルス感染症への感染を防止するためには日常生活の中で「密閉・密集・密接」の「3密」を避けることが大切。そのためには、出社せず在宅で仕事をするテレワークや就業時刻などが柔軟な時差出勤の導入（フレックスタイム制）が適している。また「週休3日制」で出勤日数を減らす、など新しい働き方を考えないといけない。



▲トラック会館会場



▲奈良運輸支局会場

就業規則の整備や労使協定の締結、所轄労働基準監督署への届け出が必要な場合もあるが、助成金制度もあるので、最寄りの労働基準監督署などで相談をしてほしい。

5. 今後の取組について

①新たな実証事業について

加工食品分野におけるトラック予約受付システムの使用率向上について実証実験に取組み、結果は事務局を通じて報告する。

②標準的な運賃の普及とホワイト物流推進運動の取組状況について

平成30年の法改正で標準的な運賃の告示があり、会員事業者へはセミナーを通して、荷主に向けては専門紙や一般紙（日本経済新聞）への広告掲載、パンフレットの配布など周知活動をしてきた。2月ごろを目途に運輸局、経済産業局、労働局と連携して「標準的な運賃」告示制度の荷主への周知文書を発出する。ホワイト物流推進運動はトラック運転者不足に対して物流を安定的に確保し、経済の成長に寄与することを目的として、生産性の向上・物流の効率化、よりホワイトな労働環境の

実現に取り組む運動。上場会社等約6,300社の代表者に運動の参加要請をして令和2年11月末時点で1,109社から自主行動宣言の提出を受けている。引き続き荷主への説明を行い、周知文書を発出する。

6. その他

①取引環境・労働時間改善中央協議会の情報提供について事務局から報告があった。

②自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」について事務局から報告があった。

各ガイドラインの概要



品目	主な課題	解決方策	今後の取組の方向性
加工食品	<ul style="list-style-type: none"> 「1/3ルール」、年月日表示の賞味期限等業界特有の慣習が存在 多種多様な製品サイズが存在 ⇒複雑かつ長時間にわたる検品作業 ⇒長時間にわたる荷役作業 	<ul style="list-style-type: none"> 賞味期限の年月表示化等による検品作業の効率化 QRコード等の活用による伝票情報の電子化 パレットサイズや外装サイズの統一、外装表示の標準化 	<ul style="list-style-type: none"> 事前出荷情報の提供と伝票情報の電子化の組み合わせ等による検品レスの実現 物流標準化アクションプランに沿った標準化の取組の推進
建設資材	<ul style="list-style-type: none"> 天候や道路事情等により計画どおりに搬入が進まないことが日常的 ⇒トラックの荷待ちへの関心が薄い 多種多様な製品を個別に仕分け ⇒複雑かつ長時間にわたる検品作業 	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場における事前の段取りをデジタル化したうえで「見える化」&「精緻化」し、関係者の円滑な情報共有を推進 運送と荷役の分離の推進 複数のユーザーが一貫して活用できる標準コードを導入し、入出荷検品を目視から電子化 	<ul style="list-style-type: none"> 元請業者による物流へのマネジメントの強化 伝票情報や物流情報を現場が容易にアクセスできる環境整備を促進
紙・パルプ (洋紙・板紙)	<ul style="list-style-type: none"> 製品での差別化ができず、不十分なリードタイムや少量多頻度納品、附带作業等の差別化による受注競争の商習慣が定着 ⇒低積載率での運行 ⇒附带作業の実施による長時間労働 	<ul style="list-style-type: none"> 発着荷主を含めた関係者間で十分な協議を行い、リードタイムや少量多頻度納品の緩和、平準化、附带作業の軽減等の対策を実施 発注者の製造計画等を関係者で共有化・見える化する取り組みを推進 	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担 共同保管・共同輸送の実現に向けた取組みの推進 荷役の機械化を推進
紙・パルプ (家庭紙)	<ul style="list-style-type: none"> 製品単価が安価であるため、パレット化のための投資が進まない ⇒手荷役による長時間労働 製品が安価かつ嵩張るため、小売りの物流センターでは取り扱わず、かつ、小売店舗での保管も困難 ⇒家庭紙のみを少量多頻度で毎日納品 	<ul style="list-style-type: none"> 発着荷主の連携によるパレット化 物流負担を軽減させるコンパクト製品の切替 	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担 「手積み手卸しの解消」を共通認識に、パレット化の早急な促進 消費者へ製品メリットの積極的な周知を行うなど、コンパクト製品の普及促進

トラックドライバーの健康管理セミナー

日時：令和3年2月3日(水) 午後2時～

場所：奈良県トラック会館2階 研修室 参加：18名

健康診断結果のデータを正しく見て対策を講じることにより、健康起因事故の削減を図ることを目的にセミナーを開催。講師は奈良産業保健総合支援センター 産業保健専門職の上坂聖美氏。血圧や血糖値、ヘモグロビンエーワンシーの注意すべき数値などについて解説したほか、新型コロナ対策についても説明。最後に同センターの中北淳一氏がセンターの利用をよびかけました。主な内容は以下の通りです。



(1) 危ないその数値～おさえておきたい健診データ～



▲上坂聖美氏

過去6年で健康起因事故を起こした運転者は1,564人おり、その3割強が、心臓・脳・血管疾患による。頭痛やしびれなどの自覚症状がある場合は必ず受診してほしい。健康起因事故で亡くなったドライバーのうち約8割は心臓・脳疾患大動脈瘤・解離で亡くなっている。こうした疾患に対しては血圧と血糖の数値が要注意。健康診断の血圧(上)180以上、(下)100以上はすぐに病院受診を要する。また空腹時血糖126以上やヘモグロ

ビンエーワンシー 6.5以上も要医療。血圧は日常的になるべく起床後、または乗務前に測って、数値が高い場合は受診してほしい。糖尿病の予備群は約4人に1人で合併症により失明や透析、悪化すると足の切断など命に危

険を及ぼす重い障害をもたらす。睡眠時間が6時間を切ると、脳・心疾患が増えるというデータがあるので、6時間以上の睡眠時間の確保が大切。不足した時には食後に15分程度の仮眠をとるなどの対策を講じてほしい。

脳卒中・心疾患の原因は？

脳卒中の危険因子

- ① 高血圧
 - ② 糖尿病(高血糖)
 - ③ 脂質異常症
 - ④ 心房細動などの心疾患
 - ⑤ 喫煙
 - ⑥ 飲酒
 - ⑦ 肥満
- (メタボリック・シンドローム)

虚血性心疾患の危険因子

- ① 高血圧
- ② 脂質異常
- ③ 喫煙
- ④ 高血糖

(2) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスには接触感染と飛沫感染、空気感染があるので適切な対策で防御するしかない。事業所の消毒に関しては不特定多数の人がよく触る電話やスイッチ、ドアノブなどは拭き取りを基本として、アルコール消毒液（60～95%）または次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）を用いる。トイレの消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）を用いる。最低でも各ポイントを1日に1回は消毒してほしい。従業員個人も健康観

察や体温測定を習慣化し、風邪症状の際は出社しない。手指衛生、マスク着用などに気を配り、

慢性呼吸器疾患や糖尿病、高血圧、心血管疾患や肥満の人は重症化しやすいので要注意。

消毒は最低でも1日1回行うこと！ 消毒液の作り方

	原液濃度	希釈	方法	使用する場所
0.1%次亜塩素酸ナトリウム	1%	10倍	原液10ml+水100ml	トイレの消毒 (床を含む) 定期的に消毒
	5%	50倍	原液10ml+水500ml	
	6%	60倍	原液10ml+水600ml	
0.05%次亜塩素酸ナトリウム	1%	20倍	原液10ml+水100ml	ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン、机・椅子、PC、電話機、退社直前に各自清拭消毒
	5%	100倍	原液10ml+水 1.0 l	
	6%	120倍	原液10ml+水 1.2 l	

市販されている次亜塩素酸ナトリウム製剤

濃度	商品名
1%	ミルトンなど
5%	ハイター、ブリーチなど
6%	ピューラックス、アサヒラックなど

アルコールまたは
0.05%次亜塩素酸ナトリウム

(3) 地域産業保健センターの活用について



▲中北淳一氏

奈良産業保健総合支援センターの労働衛生専門職 中北淳

一氏が、センターの事業内容について説明。事業者には労働安全衛生法に基づいて健康診断の実施や長時間労働に対する面接指導などの実施義務が課せられている。センターでは小規模事業場の事業主とそこで働く労働者の方々を対象に各種の産業保健サービスを無料で提供している。ドライバーの健診の結果は

家族の人にも知らせて、家族ぐるみで健康管理に取り組んでほしい。センターの支援する事業は企業も労働者も守る制度。人間関係などのメンタル面でもサポートするので最寄りの地域産業保健センターを是非ご利用してください。

令和2年度 第2回原価計算活用セミナー

日時：令和3年1月26日(火) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

参加者：18名



▲講師の小坂真弘氏

講師：

日本PMIコンサルティング(株)
代表取締役 小坂真弘氏

講義内容

事業用貨物自動車は前年比で約1万台増加している。雇用調整助成金を活用しドライバーを休業させ、減車せずに荷動きの回復を待っている事業者が多い。雇用調整助成金がなくなると多くの事業者が立ち行かなくなる危険性がある。助けられているのは事実だが、危機感を弱めている側面もある。

個配や冷蔵冷凍食品等の一部貨物量が増加している事業者は平時に戻った時を見越して交渉を進めていかなければならない。



▲セミナーの様子

標準的な運賃の算出根拠を理解することで、交渉の武器になる。標準的な運賃が高い理由は3つ。①1時間当たりの人件費が全産業の平均、②新車を5年で減価償却、③実車率50%。

①について、近畿は2381円で計算されている。交渉では実際の時給換算等で試算したものを用意しておくが良い。

②について、5年で新車を廃車して新車を導入するという前提で計算されている。実際は減価償却期間経過後も簿価1円等にして乗務し続けているので、交渉の場では償却年数を変更して試算したものを用意しておく。

③について、運賃表の100kmの金額は実際には往復200kmの

輸送の金額となっている。つまり帰り荷なしという前提。だからといって、半額にしてはならない。1運行でみれば正しいが、年間平均実車率70%という統計があり、半額では赤字となる。半額にできるのは実車率が100%の場合のみ。

標準的な運賃の告示期限である令和6年3月31までは、運送事業者間で標準的な運賃の収受を目標に示し合わせて各自交渉することができる。なので、同一荷主と取引する事業者同士で緩やかな協力体制を取り、交渉時の荷主の反応等を情報共有しながら進めていただきたい。

交通安全啓発品寄贈

日時：令和3年2月3日(水) 午前11時～
場所：吉野警察署

公益社団法人奈良県トラック協会副会長の清水益成吉野支部長は、「左右の安全を確認しましょう！」の交通安全標語シールを貼付した「吉野杉箸」と「ヨコミエライト」を吉野警察署に寄贈しました。岡本哲也吉野警察署長は、「交通安全・事故防止に有効に活用致します」と挨拶されました。



*写真撮影のためマスクを外しています

事故防止・交通安全啓発品寄贈

日：令和3年2月4日(木)
場所：香芝警察署

事故防止・交通安全の啓発品を、香芝警察署に寄贈しました。西川直利理事(高田支部長)が「子どもと高齢者の事故防止に役立てて下さい。」と上林 大香芝警察署長に手渡しました。

上林警察署長は「有効に活用させていただきます。」と応えられました。





2020年度

Gマーク(安全性優良事業所)【新規】認定先インタビュー

新規取得

奈良三笠運輸株式会社
大和郡山営業所
大和郡山市白土町78-1



～班対抗100日無事故運動～

全職員に対し、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底している。特に「各班対抗100日無事故運動」を通じて、安全意識と無事故無違反を指導。昨年は、達成班が天理警察署より表彰を受けた。ヒヤリハットの共有をすすめるため、事業所に報告書を常備し、記入を促すだけでなく、給与明細とともに配って報告促進を図っている。事故だけでなく、異常トラブル等の事案があった場合には、各営業所に速報を流して掲示。点呼時には再度その内容を確認の上、サインをしてもらう。新人や65歳以上のドライバーにも法定の時間を超えて指導教育に力を入れている。点呼時の健康チェックや年2回の健康診断など、ドライバーの健康状態についても十分配慮している。(代表取締役専務 中尾芳信、安全推進室顧問 北蘭正博)

有限会社三晃運輸
本社営業所
桜井市大字橋本97番地の3



～コロナ禍の中、時間を有効活用して申請～

昨年、コロナ禍のなかで少し時間ができたのを機にGマークの申請に踏み切った。申請に必要な対策は以前から整えていたので、少し書類を修正する程度で完了したとのこと。長距離が8割の同社にあって健康診断は年2回、ドラレコもほぼ9割の車に搭載。3ヶ月に1回グループミーティングを実施するほか、事故時の映像を見せるなどして注意を呼びかける。乗務前には各ドライバーが自車を点検するが、整備の免許をもっている社長自ら1週間に1回は、土曜日を利用して各トラックの足回りなどを点検。点呼時の対面チェックなどとあわせて安全対策に余念がない。

(代表取締役社長 上田寛之)

新規取得

株式会社カドラスエクスプレス
本社営業所
磯城郡田原本町阪手630番地10



～絶対に無理はさせない～

アットホームな事業所で、ドライバー同士も仲がいいのが自慢。夏にはみんなでバーベキューを楽しんだりする。Gマーク取得に当たっては、これまでの安全対策をより一層進めようと、ドライバーと一体になり取組んだ。全車にドラレコを設置し、車間が詰まれば警告音のなる安全装置やデジタコは95%のトラックに搭載。年内に全車取り付けを予定している。年2回は全ドライバーが集まって、業務での問題点や改善点を話し合い、実車を使って日常の車両点検を再確認。初任者講習会や、トラック協会主催の安全講習への参加、また、今年度はコロナの影響で延期になっているが、東京海上日動など外部からの講習会も計画。夜間勤務の者は、年2回の健康診断を行うだけでなく、日々の点呼時に対面して、ドライバーの健康状態や悩み事にも耳を傾ける。

(取締役社長 仲村渠博明氏)

株式会社 JTM
阪手営業所
磯城郡田原本町阪手630番地11



～いいものはすぐ取り入れる、ドライバーを大切に～

「自分はこの業界での経験が少ないので、周りの人に聞き、いいと思うものはすぐに取り入れる」という小宮社長。余剰資金は車両の修理と従業員の給料を少しでも厚くすることに使う。気になる部品は即交換し、異音が出た等の報告があればすぐに整備工場に入れる。そのことがドライバーの不安やストレスを軽減し、安全へとつながるのでは、小宮社長。スタッドレスタイヤは全車装着。オイルは早めの交換でエンジンの負担を軽くするようにと考える。GPS、ドラレコ、デジタコは7割くらいの車両に導入。各人が車の構造を理解することが安全につながると、年に数回は整備工場での車のタイヤの脱着などを実践。ドライバーの拘束時間が長くないよう、早く終わった日は、早く帰宅してもらい、次の日に備える。ドライバー側の視点に立ち、健康を守ることが、同社の安全対策。

(代表取締役 小宮巡一氏)

事故対からのお知らせ

忘れていませんか！ 講習 & 適性診断

講習の受講及び適性診断の受診は法令で義務付けされています。

受講及び受診をされないと、国による行政処分の対象となる場合があります。

	種類	対象者
講習	一般講習	運行管理者に選任された方
	特別講習	事故を起こした又は行政処分を受けた営業所で選任されている運行管理者
適性診断	初任診断	新たに運転者として採用された方
	適齢診断	高齢(65才以上)の運転者の方
	特定診断	交通事故を引き起こした方

お問い合わせは下記まで

NASVA奈良支所

☎0742-32-5671

奈良運輸支局からのお知らせ

毎年3月末は、決算期や自動車税の賦課期日の終期等による影響を受け、自動車の検査・登録の各種申請が、窓口に集中します。

この時期は、申請者の皆さま方には長時間お待ちいただくなど大変ご迷惑をおかけすることとなります。

このような状況を緩和するため、自動車の移転登録（名義変更）や抹消登録（廃車）等の各種手続き及び検査につきましては、できるだけ早期に済まされるようお願いいたします。

また、お越しの際は、マスクの着用・アルコール消毒等、新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をお願いします。

登録及び検査関係の案内につきましては、ヘルプデスク「050-5540-2063」（音声又はFAXサービス）により24時間行っています。

また、近畿運輸局ホームページ「<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>」で、各種手続き案内を掲載していますのでご利用ください。

近畿運輸局奈良運輸支局

第112回 トラック運送業界の景況感（速報）

第112回

トラック運送業界の景況感（速報）

令和2年10月～12月期

今期の大企業製造業の景況感を示す業況判断指数（日銀短観12月調査）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により停滞した経済活動の再開、自動車産業を中心とした生産の回復等により、▲10と前回調査（9月）から17ポイント改善した。

こうしたなか、令和2年10月～12月期のトラック運送業においては、コロナ禍での通販需要の拡大で「宅配貨物」の輸送量、営業収入、営業利益、営業利益ともに前期と同様、大幅な改善となった。「一般貨物」及び「宅配以外」でも輸送量、営業利益等が回復基調となったことから、令和2年10月～12月期の景況感は▲65.3（前年同期比）となり、前回（▲91.7）から26.4ポイント改善した。

なお、今後の見通しは、1月の緊急事態宣言の発令、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の低迷の影響を織り込み、▲71.6（今回▲65.3）と6.3ポイント悪化する見込みである。

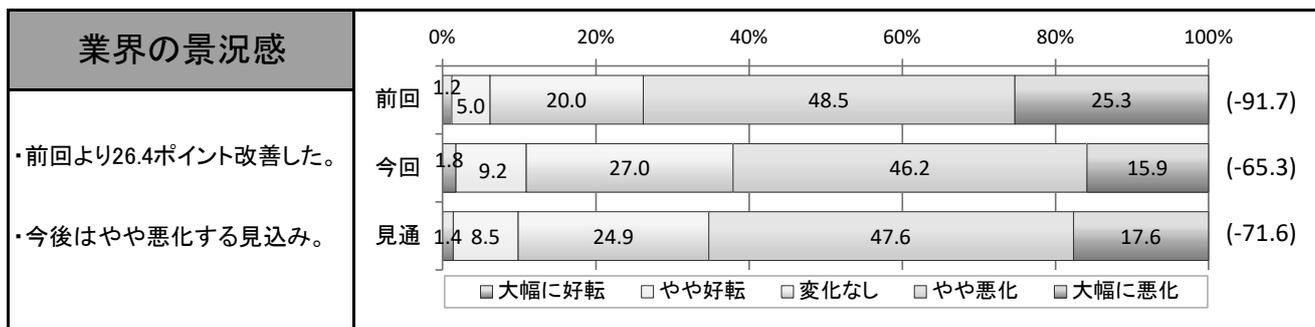
詳細は（公社）全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

◆全日本トラック協会ホームページ

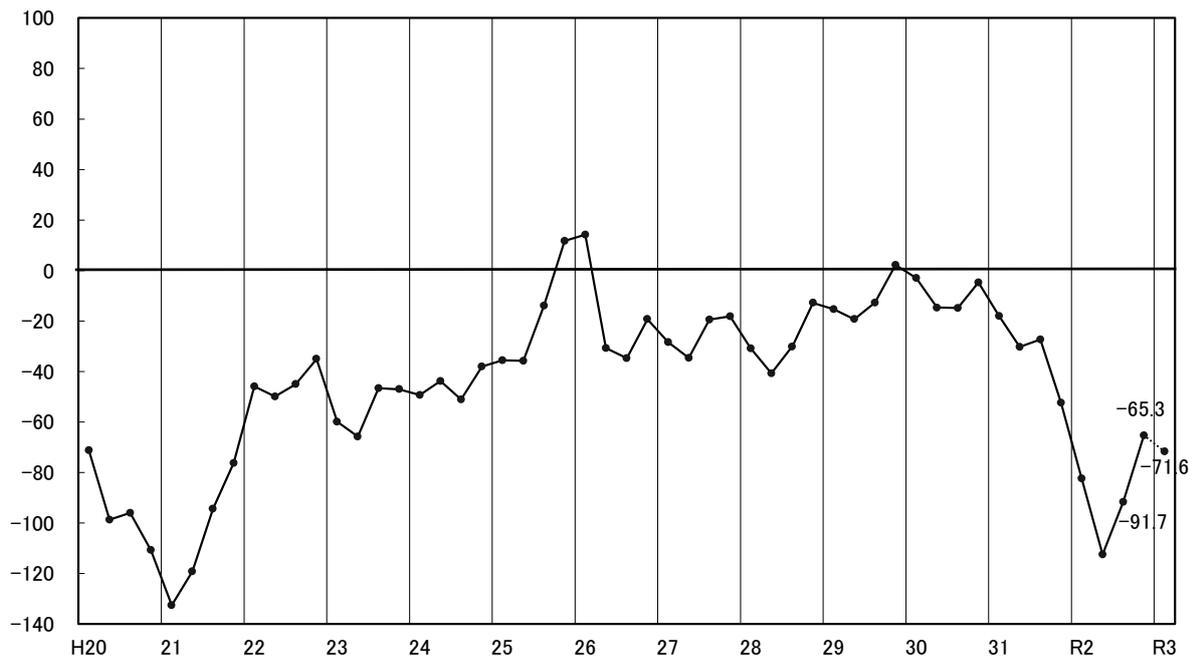
HOME > 会員の皆様へ > 調査・研究 > トラック運送業界の景況感（速報）

1 業界の景況感:今回(令和2年10月～12月期)の概況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 業界の景況感は、「好転」とした事業者は11.0%(前回6.2%)、「悪化」とした事業者は62.1%(前回73.8%)で、判断指標は▲65.3となり、前回(▲91.7)から26.4ポイント改善した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 業界の景況感の今後の見通しは、▲71.6(今回▲65.3)と6.3ポイント悪化する見込みである。



トラック運送業界の景況感の推移(H20以降)



(注1) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(R2.7月～9月期)の状況、中段は今回(R2.10月～12月期)の状況、下段は今後(R3.1月～3月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

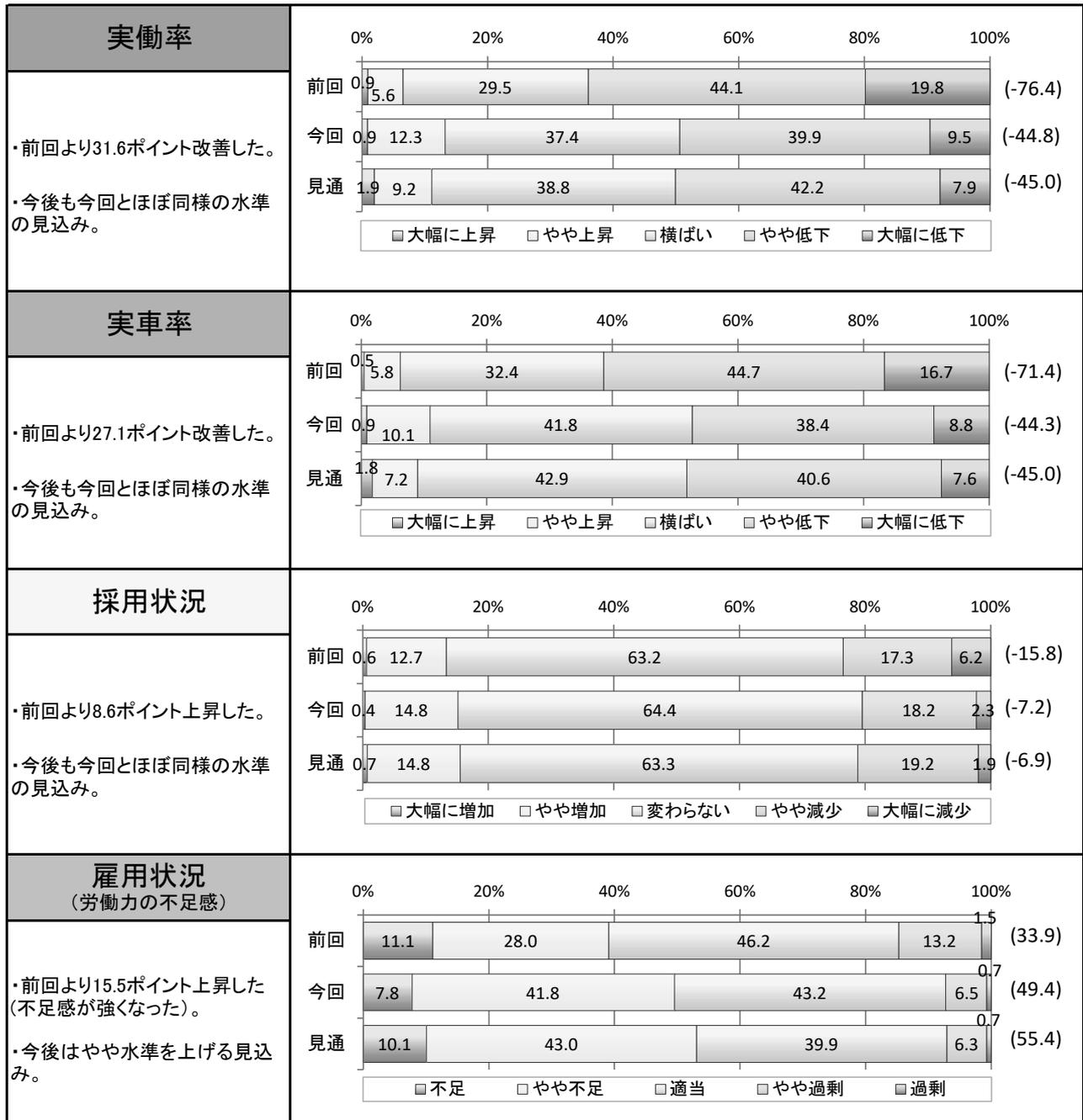
(注3) 各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A(設問Aの回答者数) = a1+a2+a3+a4+a5(設問Aの選択肢1～5の回答数の和)

指標 = $\{(+2 \times a1) + (+1 \times a2) + (0 \times a3) + (-1 \times a4) + (-2 \times a5)\} \div A \times 100$

2 共通の概況①:今回(令和2年10月～12月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・実働率は▲44.8(前回▲76.4)と31.6ポイント改善、実車率は▲44.3(前回▲71.4)と27.1ポイント改善し、前回より輸送効率は改善した。 ・採用状況は▲7.2(前回▲15.8)と8.6ポイント上昇し、雇用状況(労働力の不足感)は49.4(前回33.9)と15.5ポイント上昇し、労働力の不足感が強くなった。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・実働率は▲45.0(今回▲44.8)と0.2ポイント悪化、実車率は▲45.0(今回▲44.3)と0.7ポイント悪化し、輸送効率は今回とほぼ同様の水準の見込みである。 ・採用状況は▲6.9(今回▲7.2)と0.3ポイント改善、雇用状況(労働力の不足感)は55.4(今回49.4)と6.0ポイント上昇し、労働力の不足感が強くなる見込みである。



(注4)雇用状況については、上段は前回(R2.7月～9月期)の状況、中段は今回(R2.10月～12月期)の状況、下段は今後(R3.1月～3月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

3 共通の概況②:今回(令和2年10月~12月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲36.2(前回▲59.2)と23.0ポイント増加、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲26.5(前回▲53.3)と26.8ポイント増加した。 経常損益は▲46.7(前回▲74.5)と27.8ポイント改善した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲32.1(今回▲36.2)と4.1ポイント増加、貨物の再委託は▲21.7(今回▲26.5)と4.8ポイント増加する見込みである。 経常損益は▲47.8(今回▲46.7)と1.1ポイント悪化する見込みである。

所定外労働時間	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 1.2 4.1 40.8 42.1 11.8 (-59.2)</p> <p>今回 1.1 7.2 51.0 36.0 4.8 (-36.2)</p> <p>見通し 1.4 5.3 56.4 33.5 3.4 (-32.1)</p> <p>■大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 ■大幅に減少</p>
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 1.2 6.1 47.0 29.7 16.1 (-53.3)</p> <p>今回 3.9 11.3 48.7 26.8 9.3 (-26.5)</p> <p>見通し 3.7 9.5 54.9 25.2 6.7 (-21.7)</p> <p>■大幅に増加 □やや増加 □変わらない □やや減少 ■大幅に減少</p>
経常損益	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 1.5 10.0 21.8 45.8 20.9 (-74.5)</p> <p>今回 1.1 16.2 28.6 43.2 10.9 (-46.7)</p> <p>見通し 1.1 12.9 32.8 43.7 9.5 (-47.8)</p> <p>■大幅に好転 □やや好転 □変化なし □やや悪化 ■大幅に悪化</p>

【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第112回調査は、令和3年1月1日に、モニターに対して調査開始、令和3年1月31日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者全体
65	510	575

近畿交通共済からのお知らせ

令和3年度

無事故・無違反優良ドライバーコンクール

令和3年4月1日～令和4年3月31日

ひとりひとりのやさしさが、未来を変える。

近畿交通共済協同組合では、安全運転を心がけ、模範となる無事故の優良なドライバーを表彰することで交通安全意識を高める目的で、「無事故・無違反優良ドライバーコンクール」を毎年実施しております。今年度も、コンクール実施期間中、無事故・無違反のドライバーを表彰いたします。多数の方のご応募をお待ちしています。

令和3年度無事故・無違反ドライバーコンクール実施要領

1. 応募資格

令和3年4月1日現在、近畿共済に契約のある組合員

2. 応募方法

令和3年5月末までに会社単位で、エントリー用紙を共済あてにファックスしてください。

3. コンクール対象ドライバー

- ① 令和3年4月1日～令和4年3月31日の1年間在職者
- ② コンクール期間中、無事故・無違反である者
- ③ 営業用自動車の運転業務に専従している者

※組合員1社につき参加ドライバー人数は、令和3年4月1日現在の対人共済契約台数を上限とします。

4. 参加要項

コンクール期間終了後、エントリーいただきました組合員様から必要書類(※)の提出をお願いいたします。(令和4年4月頃に提出のご案内を差し上げます)

※ 達成ドライバーの運転記録証明書および達成ドライバー推薦用紙

5. 表彰の内容 無事故・無違反を達成されたドライバーに賞状と記念品を贈呈します。

問合せ、送り先は 事故防止サービス課 Tel : 06-6965-2826 Fax : 06-6965-2838



自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は 当組合奈良事務所 0743-59-1701

軽油価格調査集計表(2020年12月)

令和3年1月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2020年12月

単純集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	90.49	82.21	93.25

2020年12月

元売別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	88.95	81.38	95.16
出光	91.48	82.90	91.28
キグナス		80.00	
コスモ	85.75	80.84	93.17
その他	95.48	83.65	92.73

2020年12月

月間購入量別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	91.09	82.48	94.73
30~50キロリットル未満	86.60	80.67	85.63
50~100キロリットル未満	88.40	81.70	89.50
100キロリットル以上		81.58	

2020年12月

支払期限別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	94.75	82.63	93.40
30~60日未満	89.49	81.39	93.25
60日以上		87.33	93.05

軽油価格推移表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2020年8月	89.88	80.04	89.29
2020年9月	91.77	81.18	89.82
2020年10月	88.65	79.02	88.56
2020年11月	88.84	77.90	87.35
2020年12月	90.49	82.21	93.25

※消費税抜きの価格となります。

適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和3年1月実施状況		令和2年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
14件	13件	4月	1件	8月	8件	12月	8件	
		5月	1件	9月	14件	1月	13件	
		6月	5件	10月	19件	2月	件	
		7月	8件	11月	6件	3月	件	
81件								

令和3年1月実施結果				
調査事項		調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	13	0	0.0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	13	1	7.7%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	13	0	0.0%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	13	0	0.0%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	13	0	0.0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	8	0	0.0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	13	0	0.0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	13	0	0.0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	7	0	0.0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。	1	0	0.0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	13	1	7.7%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	13	0	0.0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	7	0	0.0%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。	13	1	7.7%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	13	0	0.0%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	13	2	15.4%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	13	0	0.0%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	13	1	7.7%
	6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆	13	0	0.0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	13	0	0.0%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	13	0	0.0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	12	2	16.7%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 ②	4	1	25.0%
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	13	0	0.0%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。 ①	10	4	40.0%
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 ③	10	2	20.0%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	13	1	7.7%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	13	0	0.0%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	13	1	7.7%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	13	1	7.7%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。	13	2	15.4%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。	7	0	0.0%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。	13	1	7.7%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	13	0	0.0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	13	2	15.4%
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	13	1	7.7%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	13	1	7.7%
VII. 運輸安全管理	1. 運輸安全管理の実施は適正か。	13	2	15.4%
指導件数合計		443	27	6.1%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

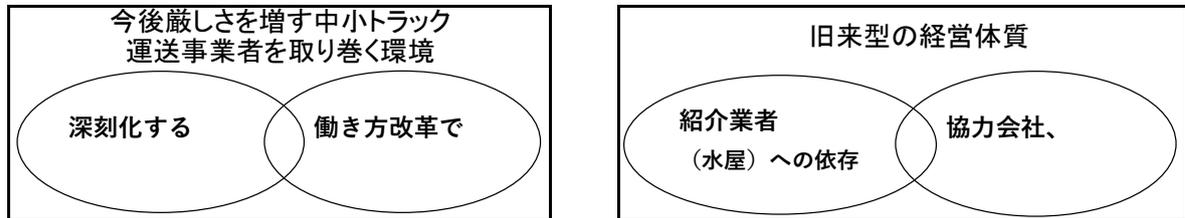
	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	7件	1件	3(2)件	件	件	件	11(2)件
新規参入	件	1(1)件	件	件	件	件	1(1)件
新規(他)	件	件	1件	件	件	件	1件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	7件	2(1)件	4(2)件	件	件	件	13(3)件

()は会員外の件数です

K I T 事業の案内

Kyodo Information of Transport
K I T (協同・情報・輸送) 事業のご案内
 キット K ・ I ・ T

品質と信頼で未来につなぐ 求荷求車ネットワーク「WebKIT2」



WebKIT2
 がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

導入効果

安定的な輸送力の確保のために

- ・ 大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
- ・ ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完

導入効果

安心のネットワーク取引のために

- ・ 明確な運賃
- ・ 回収不安なし

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 配車業務のシステム化
- ・ 配車担当者のスキル向上
- ・ 書面化による輸送トラブル解消

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
- ・ 帰り荷確保(実車率アップ)
- ・ 余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

* 運賃の集金は組合精算ですので安心です。

* 運賃の支払いは45日サイトです。

* 軽油・尿素の支払いは50日サイトです。

☆輸送

運賃<実例>

◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市)

運賃 85,000円(税抜き)

◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市)

運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和2年	12月	R3.1月
軽油	88円	91円

4トン車

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー 1L=52円(2021年1月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合 〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15

TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

トラック協会・陸災防奈良県支部

3月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
5	金	9:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
5	金	13:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
7	日	13:00～	令和2年度第2回運行管理者試験【筆記試験】	奈良春日野国際フォーラム
16	火	10:00～	第35回奈良県適正化事業実施機関評議委員会	奈良県トラック会館
18	木	11:00～	第3回適正化実施対策委員会	奈良県トラック会館

4月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
16	金	13:30～	第1回交通安全・労災防止対策委員会	奈良県トラック会館
23	金		第1回総務委員会	奈良県トラック会館
28	水		第279回理事会	奈良県トラック会館

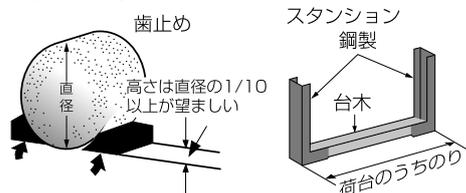


4 荷崩れしない固縛方法の基本

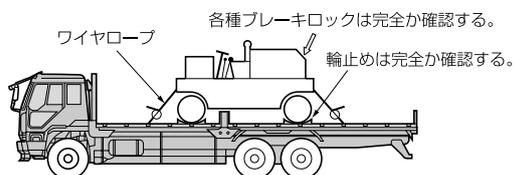
積付けが終わったら、最後に固縛します。しっかりと積付けをしても、積荷の固縛が適切でなければ荷崩れを起こしやすいので、シートやロープの基本を守りしっかりと固縛します。

① 固縛作業は指揮者と十分打ち合わせをしてからおこないます。

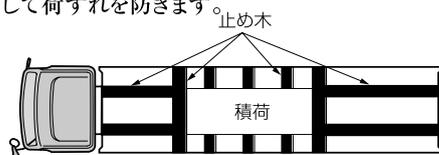
② 転がりやすい積荷には、歯（輪）止めやスタンションを使用します。



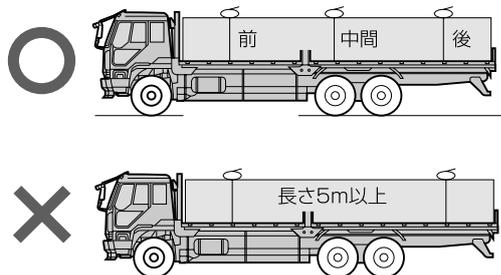
③ 建設機械等を積載したときは、ワイヤロープ等による固縛のほか、下図の点に注意します。



④ 前後・左右に空間が生じるときは、止め木等を使用して荷ずれを防ぎます。



⑤ 積荷の長さが5m以上の場合は、少なくとも前後と中間の3点を固縛します。



⑥ 雨が降っている場合は、積荷によっては雨水ぬれを防ぐためにシートをかけます。

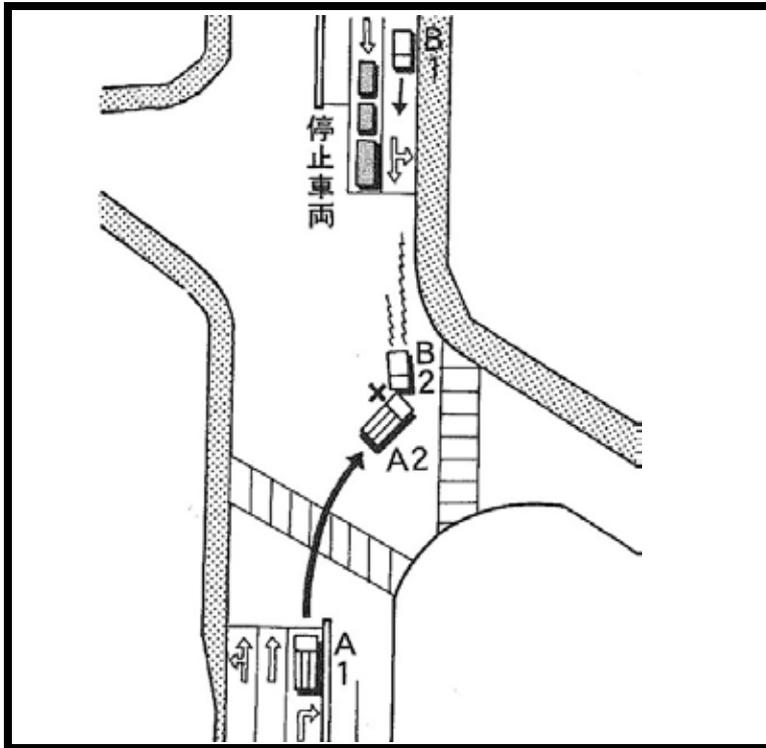
⑦ 走行中にシートが膨らんだり、はがれないように十分固縛します。

⑧ 固縛機器の破損・はずれを防ぐため、荷台のロープフックや外枠の下部に直接荷締機のフックをかけず、補助ワイヤロープまたは環を使用します。

事業用自動車事故事例 No.67

大型貨物車と軽トラックの交差点での出会い頭事故

■事故の概況



事故類型：出会い頭
 発生日時：
 当事者A：政令大型貨物車
 40歳代 男性
 当事者B：軽トラック
 30歳代 男性

■ 事故の概要

Aは、比較的交通量の少ない片側2車線道路の交差点の右折専用車線で右折のため対向車の通過待ちをしていたところ、対向第2車線のダンプカーが停止して道を譲ってくれたので右折を開始しました。交差点内で、対向第1車線を直進してくるB車を発見し、危険を感じて停止しようとしたのですが間に合わず、自車左前面をB車右前面に衝突させました。

一方Bは、対向車線を時速約60kmで直進していました。交差点にダンプカーなど3台の車両が停止しているのを発見しましたが、信号は青なのでそのまま通過できると判断しました。等速のまま進行したところ、交差点直前で右折してくるA車を発見し急ブレーキをかけたのですが、間に合わず衝突してしまいました。

■ 事故から学ぶ

この事例は、いわゆる「サンキュー事故」と呼ばれるもので、停止してくれた車両の陰から出てきた他車に衝突してしまいます。道を譲ってくれる車両があると、相手に悪いという気持ちからつい急いでしまい、安全を十分確認しないまま進行しがちです。また、停止してくれた車両が障害になって見通しが悪くなり、停止した車両の陰から進行してくる他車の発見が遅れることもあります。このような場合には、あわてずに対向車線を確認できる位置までゆっくり進行し、自分の目で安全を確認してから発進すべきです。

道を譲った方も、そのために事故が発生したとあってはやりきれません。道を譲る場合、自車の後方や側方を進行してくる車両の状況と安全を確認することも必要です。

国土交通省からののお知らせ

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年1月26日
自動車局整備課
自動車局安全政策課

冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました

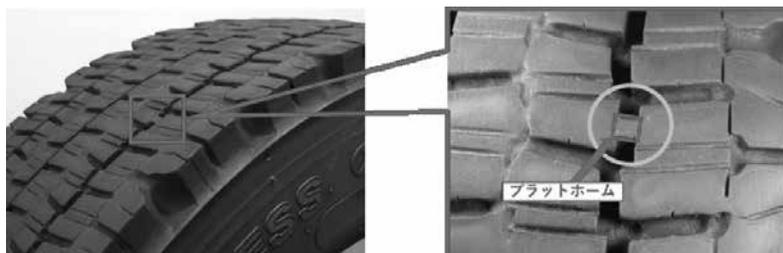
～ 雪道では、使用限度を超えた冬用タイヤの使用は厳禁です ～

昨年末以降の大雪により、関越道や北陸道において多くの大型車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、バス・トラック運送事業者は、雪道において適正な冬用タイヤを使用していることを確認しなければならないこととしました。

1. 改正の概要

- (1) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正
- ・整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度※よりもすり減っていないことを確認しなければなりません。
 - ・運行管理者は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に上記事項が確認されていることを確認しなければなりません。
- (2) 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正
- ・乗合バス・貸切バスについて、上記(1)と同様の改正を行います。

※国内メーカー等の冬用タイヤでは、使用限度の目安として、溝の深さが新品時の50%まですり減った際にプラットホームが溝部分の表面に現れます。



2. スケジュール

公布：令和3年1月26日（本日）
施行：公布の日

〈問い合わせ先〉

【点検整備について】

自動車局 整備課 児島、川崎

代表：03-5253-8599（直通）、FAX：03-5253-1639

【運行管理について】

自動車局 安全政策課 谷倉

代表：03-5253-8565（直通）、FAX：03-5253-1636

別紙

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について 改正案	(傍線部分は改正部分)
<p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 国自安第 179 号 最終改正 令和 3 年 1 月 26 日 国自貨第 99 号 国自整第 279 号</p>	<p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 国自安第 113 号 国自貨第 76 号 国自整第 163 号</p>
<p>(略)</p> <p>第3条の2 点検整備</p> <p>1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、整備管理者が、法のほか道路運送車両法(昭和26年法律185号。以下「車両法」といふ。)の規定のうち点検整備(車両法第47条から第49条並びに自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)、整備管理者の選任(車両法第50条から第53条並びに関係省令)及び検査関係(車両法第5章に規定する検査等)に係るもの)のほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。</p> <p>(1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。</p> <p>① 特種車や架装部分の点検・整備</p> <p>② シビアコンディション(雪道(冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと、走行距離、登降坂路等)の対応、走行距離、悪路走行、走行距離、登降坂路等)の対応</p> <p>このうち、冬用タイヤの点検・整備は、日常点検と合わせて点検するなど、雪道上の輸送の安全を確保する必要がある。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3条の2 点検整備</p> <p>1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、法のほか道路運送車両法(昭和26年法律185号。以下「車両法」といふ。)の規定のうち点検整備(車両法第47条並びに自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)、整備管理者の選任(車両法第50条から第53条並びに関係省令)及び検査関係(車両法第5章に規定する検査等)に係るもの)のほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。</p> <p>(1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。</p> <p>① 特種車や架装部分の点検・整備</p> <p>② シビアコンディション(雪道(冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと、走行距離、登降坂路等)の対応、走行距離、悪路走行、走行距離、登降坂路等)の対応</p> <p>このうち、冬用タイヤの点検・整備は、日常点検と合わせて点検するなど、雪道上の輸送の安全を確保する必要がある。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>第11条 異常気象時等における措置</p> <p>「異常気象その他の理由」とは、大雨、大雪、暴風等の異常気象、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害等を含む。」「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所等の指定、運行の中止等がある場合においては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていること等、滑り止めの措置が講じられていることの確認をいう。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第11条 異常気象時等における措置</p> <p>「その他の理由」とは、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所等の指定、運行の中止等の指示をいう。</p> <p>(略)</p>

附 則

改正後の通達は、令和3年1月26日から施行する。

適正化実施機関からのお知らせ

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正に伴う想定質疑

全国適正化実施機関

令和3年2月

Q1. 日常点検は普段から運転者に行わせているが、冬用タイヤを装着した車両の日常点検は運転者が溝の深さを確認しても差し支えないか。

A. 今般の改正は、整備管理者の責任において冬用タイヤの安全性が確保されることを求めているものであって、冬用タイヤを装着した車両の日常点検を運転者に実施させることは差し支えありません。

Q2. 冬用タイヤを装着していない車両の日常点検は(タイヤの溝の確認)。

A. 道路運送車両法に基づく日常点検項目に「タイヤの溝の深さ」の確認があるので、日常点検時にタイヤの溝の深さ確認は適切な時期に行うこととなりますが、前輪・後輪等1本でも冬用タイヤを装着している場合は、溝の深さが使用限度（プラットホームが露出していないか）よりもすり減っていないことを確認しなければなりません。

Q3. 冬用タイヤを装着した車両と冬用タイヤを装着していない車両とで日常点検表を区別する必要があるのか。

A. 冬用タイヤの装着有無によって、普段の日常点検と違うことを明らかにしておく必要がありますので管理面の観点からすれば区別された方が良いかと思いますが、現行使用している日常点検表にある「タイヤの溝の深さ」のチェック欄に記録していただいても差し支えありません。ただし、普段の日常点検と違うことを明らかにしておく必要があることから、冬用タイヤを装着した車両の日常点検表のタイヤの溝の深さチェック欄近くに「プラットホーム露出なし」等、記載して点検結果を示すようにしてください。

Q4. 日常点検時においてプラットホームが露出していたため、タイヤチェーンを携行させ運行したが、雪道上でタイヤチェーンを装着させていなかった場合、行政処分が科されるのでしょうか。

A. 冬用タイヤのプラットホームが露出してタイヤチェーンを携行していたとしても、実際の雪道上でタイヤチェーンを装着していなかった場合は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第11条（異常気象時等における措置）の必要な措置を講じたことにはならず、行政処分等の対象となり得ます。

Q5. 雪道上でタイヤチェーンを装着し運行していた場合でも、プラットホームが露出(スリップサインの露出まではすり減っていない状態)している冬用タイヤを使用していた場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2に係る「整備不良」として、行政処分が科されるのでしょうか。

A. 違反行為に該当するか否かは、監査によって判断されることになります。

Q6. 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2(点検整備)に点検整備の記録保存と規定されていますが定期点検整備の実施時に冬用タイヤの溝の深さを確認した際、現状の自動車点検基準に定められている内容を網羅した点検整備記録簿を使用することはできないのでしょうか。

A. 現状の定期点検整備記録簿を使用することは可能であっても冬用タイヤの溝の深さを確認した場合は、「その他の点検・整備項目」の記載欄に記載してください。

Q7. 冬用タイヤの交換を行った場合、現行使用している点検整備記録簿の「その他の点検・整備項目」に記載して1年間保存でよいのか。

A. 冬用タイヤの交換を行った場合の記録については、現行使用している定期点検整備記録簿を使用しても、各事業者で様式を作成し記録することでも差し支えありません。

また、保存期間については、整備管理者が点検及び整備の実施計画を適切に定めるためにも1年間は保存していただきたい。

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

2月15日現在

区分	令和3年	令和2年	増減数	備考
総件数	4,260 件	4,563 件	-303 件	1日に約 93 件
人身事故件数	333 件	375 件	-42 件	1日に 7 件
死者数	2 人	5 人	-3 人	約23日に 1 人
負傷者数	416 人	463 人	-47 人	1日に約 9 人
物損事故件数	3,927 件	4,188 件	-261 件	1日に約 85 件

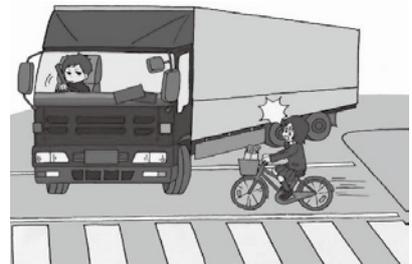
(データは概数)

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

2月15日現在

区分	令和3年	令和2年	増減数
総件数	182 件	188 件	-6 件
人身事故件数	12 件	13 件	-1 件
死者数	0 人	2 人	-2 人
負傷者数	18 人	14 人	4 人
物損事故件数	170 件	175 件	-5 件

(データは概数)



- ・県内の事業用貨物自動車に関する交通事故死者数は、**0人(前年比-2人)**です。
- ・県内の負傷者数は前年比減少していますが、事業用貨物自動車に関する交通事故の負傷者数は前年比4人増加しています。

3 令和3年春の交通安全県民運動

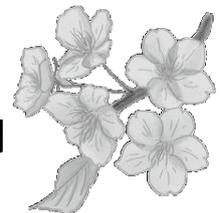
実施期間

令和3年4月6日(火)～令和3年4月15日(木)までの10日間

運動重点

- ① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
- ④ 二輪車、原付車の交通事故防止

実施期間中は各事業所でも4つの運動重点を推進しましょう!!
本運動へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします!!



奈良県警察



新型コロナウイルス感染症対策 1年の振り返りと今後の重点取組(抜粋)

I 基本方針の確認

- 方針1 感染者を早期発見・即時隔離し、感染された**全ての方**に入院治療、宿泊療養を提供する。
- 方針2 **重症化予防**により、**死亡**や後遺症の発生をおさえる。
- 方針3 感染経路の**類型を明確化**し、**類型に応じた明確な注意**をする。

4

III 今後の重点取組

引き続き、**3点の基本方針を堅持**した上で、新型コロナウイルスに必ず打ち勝つとの強い信念を持って、以下の項目に**重点的に取り組む**。

1. 病床・宿泊療養施設の確保
2. 福祉施設のクラスター対策
3. ワクチン接種の円滑な推進

30

資料提供：奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部

トラック奈良 2021年3月 第323号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200(代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

感染拡大を防ぎ、あなたと、身近な人の命を守るため、 うつらない・うつさない 習慣を徹底しましょう

① 手洗い・手指消毒を徹底しましょう

- ・家に帰ったら、まず手や顔を洗きましょう。
- ・できるだけすぐに、着替え、シャワーを浴びましょう。
- ・手洗いは30秒程度、水と石けんで丁寧に。
- ・手洗い後、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

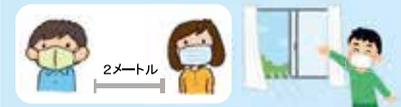
※ウイルスが付着した手で目や口、鼻を触ると、ウイルスは粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えます。ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができません。石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、有効です。



② 人との間隔を、2 m (最低 1 m) あけましょう

- ・会話は、できるだけ真正面をさげましょう
- ・症状がなくてもマスクを着用、咳エチケットの徹底、こまめに換気。

※気温、湿度が高いなかでのマスク着用は、熱中症に気を付け、いつも以上に、こまめな水分補給に努めましょう



③ 症状がある場合は、外出自粛を徹底しましょう

- ・毎朝の体温測定。
- ・発熱や、かぜ症状がある場合は、自宅で療養しましょう。できる限り、家族と部屋を分けましょう。
- ・高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会うときは、体調管理をより厳重に。

働き方

- 人との間隔をあけて
- 対面での打ち合わせは、換気とマスク
- テレワークやローテーション勤務、時差出勤でゆったりと
- 会議や名刺交換はオンラインで
- 食事や休憩時にマスクを外したときは、会話を控える



娯楽・スポーツ

- 公園利用は、すいた時間、場所を選びましょう
- ジョギングや自転車も少人数で、間隔をあけて
- マスクを着用した状態で、息が上がるほどの運動は避けましょう



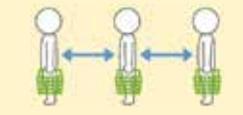
会食

- 大皿での取り分けをさせて、料理は個々に注文
- 発熱や身体がだるい、喉が痛いなどの症状がある人、数日以内に感染リスクの高い場所への訪問歴がある人は、参加を控えましょう



買い物

- 少人数で、すいている時間に
- レジに並ぶときは、間隔をあけて



使用済みマスク・ティッシュの捨て方

- ごみに直接さわらない(ごみ箱に袋をかぶせる)
- マスク等は、小袋や不要な紙で包んでから、ごみ袋に入れましょう
- ごみ袋は、やぶれないように。空気を抜いて、しっかりしばって捨てましょう
- ごみを捨てたあとは、しっかり手を洗いましょう



医療関係者や感染された方、その家族などに対する中傷や差別は、絶対にやめましょう。

最新情報は、県ホームページで確認いただけます

奈良県 福祉医療部 医療政策局 疾病対策課 / 総務部 知事公室 防災統括室

